

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考			
耐震クラス	クラス別施設 (注1)	主要設備等		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき設備							
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲					
B	(b) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く) (つづき)	固体廃棄物の廃棄施設	アルカリ濃縮液貯槽 アルカリ濃縮液発缶 低レベル廃液発缶 第1放出貯槽 海洋放出管 第2海洋放出ポンプを 経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの 範囲を除く 除染ピット	B B B B B B	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
		固体廃棄物の廃棄施設	アルカリ濃縮液中和槽 ガラス固化体検査室 井クレーン 第1ガラス固化体貯蔵建屋 建屋床面走行クレーン (注13) 乾燥装置 熱分解装置 焼却装置 固化装置 第1切屑装置 第2切屑装置 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 分析設備	B B B B B B B B B B B B B	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
		その他再処理設備の附属施設		B	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等			補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき設備		備考	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲		適用範囲
C	S、Bクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン送台車使用済燃料輸送容器保守設備	C				機器等の支持構造物	機器等の支持構造物	使用済燃料輸送容器管理建屋(注14)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	検査用地震動(注7)		・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)	
		気体廃棄物の廃棄施設	S及びBクラス以外の塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備	C				機器等の支持構造物	機器等の支持構造物	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋低レベル廃液処理建屋	検査用地震動(注7)			
		液体廃棄物の廃棄施設	第2放出前貯槽海洋放出管	C				機器等の支持構造物	機器等の支持構造物	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋低レベル廃液処理建屋	検査用地震動(注7)			
			第2海洋放出ポンプを継いで第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲	C										
			低レベル廃液処理設備	C										
			MOX燃料加工施設との取合いに係る配管	C										

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等			補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき設備		備考
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	
C	S、Bクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン送台車使用済燃料輸送容器保守設備	C				機器等の支持構造物	機器等の支持構造物	使用済燃料輸送容器管理建屋(注14)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	検査用地震動(注7)		・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)
		気体廃棄物の廃棄施設	S及びBクラス以外の塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備	C				機器等の支持構造物	機器等の支持構造物	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋低レベル廃液処理建屋	検査用地震動(注7)		
		液体廃棄物の廃棄施設	第2放出前貯槽海洋放出管	C				機器等の支持構造物	機器等の支持構造物	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋低レベル廃液処理建屋	検査用地震動(注7)		
			第2海洋放出ポンプを継いで第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲	C									
			低レベル廃液処理設備	C									
			MOX燃料加工施設との取合いに係る配管	C									

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考	
耐震クラス	クラス別施設 (つづき)	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき設備 (注6)					
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲			
C	S、Bクラスに属さない施設 (つづき)	施設名 固体廃棄物の廃棄施設	適用範囲 ガラス固化体廃棄施設 低レベル固体廃棄物貯蔵設備	C C			適用範囲 機器等の支持構造物	耐震クラス C	適用範囲 高レベル廃液ガラス固化建屋 チャレンジャーボックス・パターナブルボイズン処理建屋 ハル・エントビース貯蔵建屋 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲		
		施設名 放射線管理施設	適用範囲 Sクラスの(6)に該当する以外の放射線管理施設	C			適用範囲 機器等の支持構造物								
		施設名 その他再処理設備の附属施設	適用範囲 受電開閉設備 給水処理設備 蒸気供給設備 分析設備 火災防護設備 浸水防護設備 化学薬品防護設備 電磁防護対策設備	C C C C C C C C			適用範囲 機器等の支持構造物								
		施設名 固体廃棄物の廃棄施設	適用範囲 ガラス固化体廃棄施設 低レベル固体廃棄物貯蔵設備	C C			適用範囲 機器等の支持構造物	耐震クラス C	適用範囲 高レベル廃液ガラス固化建屋 チャレンジャーボックス・パターナブルボイズン処理建屋 ハル・エントビース貯蔵建屋 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲		
		施設名 放射線管理施設	適用範囲 Sクラスの(6)に該当する以外の放射線管理施設	C			適用範囲 機器等の支持構造物								
		施設名 その他再処理設備の附属施設	適用範囲 受電開閉設備 給水処理設備 蒸気供給設備 分析設備 火災防護設備 浸水防護設備 化学薬品防護設備 電磁防護対策設備	C C C C C C C C			適用範囲 機器等の支持構造物								

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）	再処理施設 2020年12月24日申請	再処理施設 修正方針	備考												
<p>表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(1/14)</p> <p>○印は耐震計算書を添付する。 ・印は耐震計算書の添付なし。 ×印は撤去する設備。 ※は新設又は新規登録の設備。</p> <table border="1" data-bbox="430 235 875 1879"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 1. 原子炉本体 (1) 炉心 (2) 原子炉圧力容器</td> <td> ○チャンネル・ボックス ○炉心支持構造物 ○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物 </td> <td></td> <td></td> <td> ○原子炉建屋【S₁】 ○原子炉本体の基礎【S₁】 </td> <td> ○タービン建屋【S₁】^{※1} ○サービス建屋【S₁】^{※1} ○原子炉遮蔽【S₁】 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【 】内は検討用地震動を示す。</p>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 1. 原子炉本体 (1) 炉心 (2) 原子炉圧力容器	○チャンネル・ボックス ○炉心支持構造物 ○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物			○原子炉建屋【S ₁ 】 ○原子炉本体の基礎【S ₁ 】	○タービン建屋【S ₁ 】 ^{※1} ○サービス建屋【S ₁ 】 ^{※1} ○原子炉遮蔽【S ₁ 】			<p>再処理施設においては、第2.4-1表耐震計算書上の重要度分類に示す、耐震Sクラス施設、波及的影響を考慮すべき設備、基準地震動Ssに対する構造強度を確保する設備については、添付書類IVにて耐震計算書を示すため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 1. 原子炉本体 (1) 炉心 (2) 原子炉圧力容器	○チャンネル・ボックス ○炉心支持構造物 ○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物			○原子炉建屋【S ₁ 】 ○原子炉本体の基礎【S ₁ 】	○タービン建屋【S ₁ 】 ^{※1} ○サービス建屋【S ₁ 】 ^{※1} ○原子炉遮蔽【S ₁ 】										

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請	再処理施設 修正方針	備考		
表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(2/14)						
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
2.核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (1)燃料取扱設備 (2)使用済燃料貯蔵設備 (3)使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	耐震クラス	○使用済燃料プール ○キャスクピット ○使用済燃料貯蔵ラック ○使用済燃料乾式貯蔵容器	○燃料取扱機【S,】 ○原子炉建屋クレーン【S,】 ○チャネル着脱機【S,】 ○使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン【S,】		○原子炉建屋【S,】	○原子炉建屋クレーン【S,】 ○燃料取扱機【S,】 ○制御棒貯蔵ラック【S,】 ○制御棒貯蔵ハンガ【S,】 ○チャネル着脱機【S,】 ○タービン建屋【S,】*1 ○サービスマン建屋【S,】*1
		○使用済燃料貯蔵ラック	○制御棒貯蔵ラック【S,】 ○制御棒貯蔵ハンガ【S,】	・使用済燃料プール温度 ・使用済燃料プール水位 ・使用済燃料プール水位・温度(SA広減)*	○使用済燃料乾式貯蔵建屋【S,】	○使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン【S,】 ○使用済燃料乾式貯蔵建屋上屋【S,】
		○関連配管（燃料プール水補給設備（非常用）に属するもの）	・燃料プール冷却浄化系ポンプ ・スキマサージタンク ・フィルタ配管逆洗水受タンク ・フィルタ配管 ・関連配管（燃料プール冷却系）			

再処理施設においては、第2.4-1表耐震計算書上の重要度分類に示す、耐震Sクラス施設、波及的影響を考慮すべき設備、基準地震動Ssに対する構造強度を確保する設備については、添付書類IVにて耐震計算書を示すため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請	再処理施設 修正方針	備考	
表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(3/14) 施設 耐震クラス 3.原子炉冷却系統施設 (1)原子炉冷却材再循環設備 (2)原子炉冷却材の隔離設備 (3)残留熱除去設備 (4)非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (5)原子炉冷却材補給設備	S ○再循環ポンプ ○閉路配管 ○自動減圧機能用アキュムレータ ○逃がし安全弁制御用アキュムレータ ○流出制限器 ○閉路配管・弁 ○原子炉圧力容器バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリに属するもの、またそれらの隣接弁を閉にするために必要なもの ○残留熱除去系熱交換器 ○残留熱除去系ポンプ ○残留熱除去系ストレート ○閉路配管・弁 ○高圧炉心スプレイ系ポンプ ○高圧炉心スプレイ系ストレート ○低圧炉心スプレイ系ポンプ ○低圧炉心スプレイ系ストレート ○閉路配管・弁 ○原子炉隔離時冷却系ポンプ ○閉路配管・弁 ○原子炉隔離時冷却系	B ・復水脱塩系配管機器 ・復水脱塩系ポンプ ・復水脱塩系イオン樹脂再生装置 ・復水脱塩系イオン樹脂再生槽 ・復水脱塩系樹脂貯槽 ・主蒸気系配管（主蒸気隔離弁から主蒸気止弁まで） ・逃がし安全弁排気管 ・閉路配管（主蒸気系、給水系） ・復水移送ポンプ ・復水貯蔵タンク ・閉路配管（補給水系）	C	間接支持構造物 ○原子炉建屋【S ₁ 】 ・タービン建屋【S ₁ 】 ○ウォータレグシールドライン（残留熱除去系）【S ₁ 】 ○船火機盤*【S ₁ 】 ○ウォータレグシールドライン（高圧炉心スプレイ系）【S ₁ 】 ○ウォータレグシールドライン（低圧炉心スプレイ系）【S ₁ 】 ○船火機盤*【S ₁ 】 ・復水貯蔵タンク基礎【S _B 】	波及的影響を考慮すべき施設 ○タービン建屋【S ₁ 】*1 ○サービスマン建屋【S ₁ 】*1 ○ウォータレグシールドライン（残留熱除去系）【S ₁ 】 ○船火機盤*【S ₁ 】 ○ウォータレグシールドライン（高圧炉心スプレイ系）【S ₁ 】 ○ウォータレグシールドライン（低圧炉心スプレイ系）【S ₁ 】 ○船火機盤*【S ₁ 】
	再処理施設において、第2.4-1表耐震計算書上の重要度分類に示す、耐震Sクラス施設、波及的影響を考慮すべき設備、基準地震動Ssに対する構造強度を確保する設備については、添付書類IVにて耐震計算書を示すため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。				

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請		再処理施設 修正方針		備考	
耐震クラス 施設 (6)原子炉補機冷却設備 (7)原子炉冷却材浄化設備 (8)原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置 (9)蒸気タービン	S ○残留熱除去系海水系ポンプ ○残留熱除去系海水系ストレーナ ○関連配管 (残留熱除去系海水系) ○関連配管・弁 (原子炉格納容器バウンダリ、原子炉圧力容器バウンダリに属するもの)	B ・原子炉補機冷却系熱交換器 ・原子炉補機冷却系ポンプ ・補機冷却系海水系ポンプ ・補機冷却系海水系ストレーナ ・サージタンク ・関連配管 (原子炉補機冷却系、補機冷却系海水系) ・再生熱交換器 ・非再生熱交換器 ・原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器 ・関連配管 (原子炉冷却材浄化系)	C	間接支持構造物 ○取水構造物【S ₁ 】 ○屋外二重管【S ₁ 】	波及的影響を考慮すべき施設 ○海水ポンプエリア防護対策施設*【S ₁ 】		
	表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(4/14)						
	再処理施設において、第2.4-1表耐震計算書上の重要度分類に示す、耐震Sクラス施設、波及的影響を考慮すべき設備、基準地震動Ssに対する構造強度を確保する設備については、添付書類IVにて耐震計算書を示すため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。						
	再処理施設 修正方針						

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請		再処理施設 修正方針		備考	
表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(5/14)							
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	
1. 計測制御系統 (1) 制御材 (2) 制御駆動装置 (3) ほう水注入設備 (4) 計測装置 (5) 原子炉非常停止信号 (6) 工学的安全施設等の起動信号	耐震クラス ○制御材 ○制御駆動機構 ○水圧制御ユニット・キョムレータ ○水圧制御ユニット置容器 ○関連配管・弁（スタック機能に閉する部分） ○ほう水注入ポンプ ○ほう水貯蔵タンク ○関連配管 ○起動領域計表 ○出力順列計表 ○主蒸気流量 ○原子炉降圧時冷却系流量 ○高圧炉心スプレイ系流量 ○低圧炉心スプレイ系流量 ○蒸留熱除去系流量 ○原子炉圧力 ○原子炉水位 ○原子炉水位（広帯域） ○原子炉水位（燃料域） ○ドライウエル圧力 ○サブプレッション・チェンバ圧力 ○サブプレッション・プール水温度 ○格納容器内蒸気濃度 ○サブプレッション・プール水位	・スクラム水排出容器 ・防振配管（制御駆動水圧系）	・蒸留熱除去系熱交換器入口温度 ・蒸留熱除去系熱交換器出口温度	○原子炉建屋【S】 ○タービン建屋【S】*1 ○サージ建屋【S】*1	○原子炉建屋【S】 ○耐圧容器*【S】	○タービン建屋【S】*1 ○サージ建屋【S】*1 ○耐圧容器*【S】	・再処理施設においては、第2.4-1表耐震計算書上の重要度分類に示す、耐震Sクラス施設、波及的影響を考慮すべき設備、基準地震動Ssに対する構造強度を確保する設備については、添付書類IVにて耐震計算書を示すため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請	再処理施設 修正方針	備考				
表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(6/14)								
<p>施設</p> <p>(7) 制御用空気設備</p> <p>(8) 中央制御室機能</p> <p>(9) その他</p>	<p>耐震クラス</p> <p>○関連配管</p> <p>○中央制御室</p> <p>○所内電気操作盤</p> <p>○タービン補機盤</p> <p>○蒸気凝機一空調換気制御盤</p> <p>○非常用ガス処理系、非常用ガス循環系操作盤</p> <p>○タービン補機補助機盤</p> <p>○緊急時炉心冷却系操作盤</p> <p>○原子炉補機操作盤</p> <p>○原子炉制御操作盤</p> <p>○出力領域モニタ計装盤</p> <p>○原子炉保護系機盤</p> <p>○アロセス計装盤</p> <p>○核内熱除去系 (B)、(C) 補助機盤</p> <p>○原子炉隔離時冷却機機盤</p> <p>○原子炉格納箱隔離系機盤</p> <p>○高圧炉心スプレイス系機盤</p> <p>○自動減圧弁機盤</p> <p>○低圧炉心スプレイス、減圧熱除去系 (A) 補助機盤</p> <p>○凝えい係 出系操作盤</p> <p>○アロセス放射線モニタ、起動領域モニタ操作盤</p> <p>○格納容器雰囲気監視系操作盤</p> <p>○サブレクション・プールの温度記録計盤</p> <p>○原子炉保護系トリップユニット盤</p> <p>○緊急時炉心冷却系トリップユニット盤</p> <p>○高圧炉心スプレイス系トリップユニット盤</p> <p>○NCLタービン制御盤</p> <p>○原子炉遠隔停止操作盤</p> <p>○ほうろく水注入ポンプ操作盤</p> <p>○S.A設備新設盤*</p> <p>○圧縮機系ポンプ制御器</p>	<p>S</p>	<p>B</p>	<p>C</p> <p>・安全パラメータ表示システム (SPDS)*</p> <p>・新機盤設置 (固定型)*</p> <p>・核内炉心力防及ネットワークに接続する通信機盤設置*</p>	<p>間接支持構造物</p> <p>・緊急時対新所建屋*</p> <p>【S】</p>	<p>波及的影響を考慮すべき施設</p> <p>○中央制御室天井照明</p> <p>【S】</p>		<p>備考</p> <p>・再処理施設においては、第2.4-1表耐震計算書上の重要度分類に示す、耐震Sクラス施設、波及的影響を考慮すべき設備、基準地震動Ssに対する構造強度を確保する設備については、添付書類IVにて耐震計算書を示すため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請	再処理施設 修正方針	備考
表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(8/14) 施設 (つづき) (2)気体、液体又は固体廃棄物処理設備	耐震クラス			・再処理施設においては、第2.4-1表 耐震計算書上の重要度分類に示す、耐震Sクラス施設、波及的影響を考慮すべき設備、基準地震動Ssに対する構造強度を確保する設備については、添付書類IVにて耐震計算書を示すため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
	S B C 間接支持構造物 波及的影響を考慮すべき施設	×脱液フィルタ ×廃棄物処理用床下ドレンサンポンプ ×床下ドレンフィルタ取替ポンプ ・床下ドレン収集タンク ×床下ドレンサンポンプ ×床下ドレンフィルタ ×格納容器床下ドレンサンポンプ* ・廃液濃縮器 ・廃液濃縮器加熱器 ・廃液中和タンク ・廃棄物処理用高電圧度ドレンサンポンプ ・蒸気加熱器 ・タンクベント冷却器 ・脱液フィルタ逆洗水受タンク ・原子炉冷却材浄化系フィルタ脱臭器 ・逆洗水受タンク ・床下ドレンフィルタ逆洗水受タンク ・脱液スラッシュ貯蔵タンク ・床下ドレンスラッシュ貯蔵タンク ・濃縮液貯蔵タンク ・使用済燃料貯蔵タンク ×廃液中和スラッシュ受タンク ×廃液中和スラッシュ受タンク ×濃縮液貯蔵タンク ×ミキサー-洗浄タンク B ×ミキサー-洗浄タンク ×バスケットタンク ×スラッシュ計量ホッパー ×チャーシホッパー ・減容機 ×選心分離機 ×スラッシュコンベヤー ×アウトドラムミキサー ×ミキサー-洗浄タンク A		

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請		再処理施設 修正方針		備考	
施設 (2) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 (つづき) (3) 廃その他の設備	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	・再処理施設においては、第2.4-1表耐震計算書上の重要度分類に示す、耐震Sクラス施設、波及的影響を考慮すべき設備、基準地震動Ssに対する構造強度を確保する設備については、添付書類IVにて耐震計算書を示すため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
	減容固化系乾燥機 ・減容固化系ミストセパレータ ・廃油タンク ・プールの水脱塩器 ○関連配管（機器撤去に伴う改造範囲） ・関連配管*（原子炉格納容器ハウジングに属するもの以外の共振影響後に討に係るもの） ×関連配管（機器撤去に伴うもの） ・キャスク搬出入用出入口 ・サイトバンカトラックエリア出入口 ・廃棄物処理建屋機器搬出入用出入口 ・種固体ドラム搬出入用出入口 ・ドラム搬入室出入口 ・廃棄物処理建屋出入口 ・焼却設備機器搬出入用出入口 ×連絡配管出入口 （中廊下（二階）） ×サイトバンカ非常用出入口 ×連絡配管出入口 （廃棄物処理棟ハッチ室（二階））						

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請	再処理施設 修正方針	備考									
施設 6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計表装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他	耐震クラス	表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(10/14)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ○主蒸気管放射線モニタ ○格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) ○格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) ○原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ ○中央制御室換気系空調和機ファン ○中央制御室換気系フィルタ系ファン ○中央制御室換気系フィルタユニット ○閉路配管 ○中央制御室遮蔽 </td> <td> ○原子炉遮蔽【S₀】 ・二次遮蔽 </td> <td> ・排ガス放射線モニタ ・排ガス線形放射線モニタ ・主排気筒放射線モニタ ・非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ ・モニタリング・ポスト ・原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール) </td> <td> ○原子炉建屋【S₀】 </td> <td> ○タービン建屋【S₀】*1 ○サービス建屋【S₀】*1 ○耐火壁壁【S₀】 ○燃料取扱機【S₀】 ○原子炉建屋クレーン【S₀】 ○耐火壁壁【S₀】 </td> </tr> </tbody> </table>	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	○主蒸気管放射線モニタ ○格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) ○格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) ○原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ ○中央制御室換気系空調和機ファン ○中央制御室換気系フィルタ系ファン ○中央制御室換気系フィルタユニット ○閉路配管 ○中央制御室遮蔽	○原子炉遮蔽【S ₀ 】 ・二次遮蔽	・排ガス放射線モニタ ・排ガス線形放射線モニタ ・主排気筒放射線モニタ ・非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ ・モニタリング・ポスト ・原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	○原子炉建屋【S ₀ 】	○タービン建屋【S ₀ 】*1 ○サービス建屋【S ₀ 】*1 ○耐火壁壁【S ₀ 】 ○燃料取扱機【S ₀ 】 ○原子炉建屋クレーン【S ₀ 】 ○耐火壁壁【S ₀ 】		
S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設									
○主蒸気管放射線モニタ ○格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) ○格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) ○原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ ○中央制御室換気系空調和機ファン ○中央制御室換気系フィルタ系ファン ○中央制御室換気系フィルタユニット ○閉路配管 ○中央制御室遮蔽	○原子炉遮蔽【S ₀ 】 ・二次遮蔽	・排ガス放射線モニタ ・排ガス線形放射線モニタ ・主排気筒放射線モニタ ・非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ ・モニタリング・ポスト ・原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	○原子炉建屋【S ₀ 】	○タービン建屋【S ₀ 】*1 ○サービス建屋【S ₀ 】*1 ○耐火壁壁【S ₀ 】 ○燃料取扱機【S ₀ 】 ○原子炉建屋クレーン【S ₀ 】 ○耐火壁壁【S ₀ 】									

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(11/14)					再処理施設 2020年12月24日申請	再処理施設 修正方針	備考
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	
7. 原子炉格納施設 (1) 原子炉格納容器		○原子炉格納容器 ○機器搬入用ハッチ ○所自用エアロック ○サブレーション・チェーンバクセスハッチ ○配管貫通部 ○電気配線貫通部			○原子炉建屋【S ₁ 】	○原子炉ウエル遮蔽ブロック【S ₁ 】 ○タービン建屋【S ₁ 】*1 ○サービス建屋【S ₁ 】*1	
(2) 原子炉建屋		○原子炉建屋原子炉棟 ○原子炉建屋基礎盤*2 ○原子炉建屋エアロック ○原子炉建屋大物搬入口（内側扉）				○原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設*【S ₁ 】	
(3) 圧力低減設備その他の安全設備		○真空破壊装置 ○ダイヤフラム・フロア ○ベント管 ○非常用ガス再循環系排風機 ○非常用ガス再循環系フィルタトレイン ○非常用ガス処理系排風機 ○非常用ガス処理系フィルタトレイン ○可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器 ○可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロー ○可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ○低圧マニホールド ○主蒸気隔離弁漏えい抑制系ブロー ○関連配管・弁			○非常用ガス処理系配管支持架構【S ₁ 】	○耐火障壁*【S ₁ 】	

再処理施設においては、第2.4-1表耐震計算書上の重要度分類に示す、耐震Sクラス施設、波及的影響を考慮すべき設備、基準地震動Ssに対する構造強度を確保する設備については、添付書類IVにて耐震計算書を示すため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。